関西広域連合告示第７号

関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年関西広域連合条例第６号）第５条及び第６条の規定に基づき任命権者及び公平委員会から報告を受けたので、同条例第７条の規定により、人事行政の運営の状況の概要及び公平委員会の業務の状況を公表する。

令和８年９月25日

関西広域連合広域連合長　三日月 大造

第１　人事行政の運営の状況の概要

１　職員数の状況（令和８年３月31日現在）

一般行政部門　39人

（注）　職員数の内訳は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第２条に規定する広域連合を組織する構成団体及び同規約第15条第８項に規定する連携団体（以下「構成団体等」という。）から関西広域連合本部事務局に派遣される職員（「以下「派遣職員」という。）38人、フルタイム会計年度任用職員１人

２　給与の状況

関西広域連合の派遣職員の取扱い等に関する規則（平成22年関西広域連合規則第９号。以下「派遣職員取扱規則」という。）に従い、派遣職員の給料及び手当は、当該構成団体等の関係規定を適用し、当該構成団体等が支給するものとし、退職手当を除く相当額について、関西広域連合が負担する。

区分	職員数	給料	手当	合計１人当たり
令和７年度	39人	175,432,999円	155,435,354円	8,483,804円

（注）　職員数は令和８年３月31日現在の人数

３　勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和７年４月１日現在）

正規の勤務時間	週38時間45分
勤務時間の開始時刻	9：15
勤務時間の終了時刻	17：45
休憩時間	12：15～13：00

(2) 休暇の導入状況

関西広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年関西広域連合条例第８号）に従い、派遣職員の休暇の種類、期間及び承認手続等については、当該構成団体等の休暇の種類、期間及び承認手続等の例による。また、関西広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年関西広域連合規則第３号）において、会計年度任用職員に係る年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間に関し必要な事項を定めている。

４　分限及び懲戒の処分の状況

派遣職員取扱規則に従い、派遣職員に対して分限及び懲戒の処分を行う場合は、当該構成団体等の関係規定を適用し、その都度広域連合及び当該構成団体等で協議する。

(1) 分限処分者数

令和７年度　０件

(2) 懲戒処分者数

令和７年度　０件

5　服務の状況

関西広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成22年関西広域連合条例第７号）第２条の規定による職務専念義務の免除及び関西広域連合職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成22年関西広域連合規則第７号）第３条の規定による許可については、次のとおり。

(1) 職務専念義務の免除

令和７年度

厚生に関する計画の実施	その他	計
23件	０件	23件

(2) 営利企業等の従事制限に関する許可

令和７年度　１件

6　研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修

職務の遂行に必要な知識、技能等の習得及び全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めるために職員研修を実施するとともに、構成団体等が主催する研修についても受講を促進し相互参加している。

(2) 勤務成績の評定

人事評価制度の導入により職員の勤務に対する姿勢や実績を評価することで、職員の能率の発揮及び増進を図り、業務遂行の円滑化と効率的な運営を目指している。

7　福祉及び利益の保護

派遣職員の健康診断については、当該構成団体等が行うこととなっている。また、当該構成団体等が保健事業の一環として提供する人間ドック等については、受診の機会を与えている。

共済組合、健康保険組合、互助会及び当該構成団体等独自の福利厚生については、その規定を適用する。

会計年度任用職員の健康診断については、関西広域連合において受診の機会を与えている。

第２　公平委員会の業務の状況

1　勤務条件に関する措置の要求の状況

令和７年度　０件

2　不利益処分に関する審査請求の状況

令和７年度　０件